

山口市競争入札参加者心得

(趣旨)

第1条 この心得は、山口市が発注する売買、賃借、請負その他の契約の入札者が守らなければならない事項について定めたものであり、入札者はこの心得を承知の上、入札に参加するものとする。

(定義)

第1条の2 この心得における「入札者」とは、競争入札に参加する者であって、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 競争入札参加資格の登録において、山口市と契約をする相手方として「本店で契約する」とした場合は、本店として登録されている者
- (2) 競争入札参加資格の登録において、山口市と契約をする相手方として「委任先（本店以外の営業所等）で契約する」とした場合は、受任者として登録されている者
- (3) 共同企業体にあつては、共同企業体結成届出書における代表者となる法人又は団体の代表者

2 この心得における「入札者住所・名称・代表者職氏名」とは、入札者について、競争入札参加資格の登録における住所、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名（委任先で契約する場合にあつては、委任先の住所、商号又は名称並びに受任者の役職名及び氏名）をいう。ただし、共同企業体にあつては、共同企業体結成届出書における共同企業体の名称並びに代表者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名をいう。

3 この心得における「入札者」は、前2項、第10条（代理人による入札）及び特段の定めがある場合を除くほか、第1項に規定する者の代理人を含めるものとする。

4 この心得における「指名通知」とは、「入札の執行について（通知）」を表題とした指名競争入札における指名の通知及び説明書類をいう。

5 この心得における「入札公告等」とは、入札公告及び指名通知をいう。

6 この心得における「設計図書類等」とは、入札条件、指示事項、仕様書、設計書、図面その他の入札公告等に付随する関係書類をいう。

(関係法令等の遵守)

第2条 入札者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）その他入札に付する契約を履行するに当たり関係する法令及びこの心得を遵守するものとする。

2 山口市郵便入札に関する要領に定める郵便入札（以下「郵便入札」という。）においては、前項に加えて同要領を遵守するものとする。

(入札に関する書類の閲覧等)

- 第3条 入札者は、入札公告等及び設計図書類等を熟覧の上、適正な積算を行い、入札しなければならない。
- 2 一般競争入札又は条件付一般競争入札における入札者は、入札公告を山口市公式ウェブサイトで閲覧し、設計図書類等をダウンロードにより入手し、又は入札執行課において配布を受けることができる。
- 3 前項のダウンロードの際にパスワードを必要とするときは、入札執行課に照会することにより取得することができる。この場合において、入札者は、不正な手段でパスワードを取得してはならない。
- 4 前項のパスワードを照会できる者及びパスワードの照会の方法等は、入札公告に示すとおりとする。
- 5 指名通知を受けた者は、指定された日時において設計図書類等をダウンロードにより入手し、又は入札執行課において配布を受けることができる。

(設計図書類等に関する疑義)

- 第3条の2 入札者は、設計図書類等について疑義があるときは、内容質問書（様式第2号）を、入札公告等に示す方法により、指定した期限までに提出することができる。質問に対する回答は、山口市公式ウェブサイトに掲載して行う。

(入札参加資格確認申請)

- 第4条 一般競争入札又は条件付一般競争入札で参加資格の確認を要する場合は、入札者は、入札公告で定められた日時までに、入札参加資格確認申請書（様式第3号）により申請を行わなければならない。
- 2 配置予定の技術者等の資格又は経験を参加資格要件とした場合にあっては、原則として配置予定の当該技術者等の変更は認めない。

(入札保証金)

- 第5条 入札者は、入札執行前に、見積入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。

(公正な入札の確保)

- 第6条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。
- 3 入札者は、入札執行宣言から入札執行終了宣言まで、外部の者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行ってはならない。携帯電話、スマートフォ

ン又はタブレット端末の操作等、外部との相談が疑われる行為も、同様とする。

- 4 入札者は、入札執行宣言から入札執行終了宣言まで、私語及び誤解を招くような不審な行為はしてはならない。
- 5 入札者は、落札者の決定の前に、他の入札者に対して入札金額又は辞退の意思を開示してはならない。

(入札の辞退)

第7条 第4条の参加資格の確認又は指名通知を受けた者は、入札の前に入札を辞退するときは、入札辞退届（様式第4号）を入札執行課に郵送、電子メール又は持参により提出するものとする。電子メールにより提出する場合は、あわせて電話連絡をするものとする。

- 2 入札辞退届は、入札開始日時前に入札執行課に到達しなければならない。
- 3 入札執行宣言後における入札の辞退は、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札書と同様の方法により入札執行者に提出して行う。
- 4 口頭による入札の辞退は、これを認めない。
- 5 入札者は、提出した入札辞退届を撤回することはできない。
- 6 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札執行)

第8条 入札執行者は、入札公告等に定める入札開始時刻になったときは、直ちに入札執行宣言をするものとする。ただし、公平かつ公正な入札執行の観点から特に必要があると認められるときは、入札執行者は、入札執行宣言を適宜遅らせることができる。

- 2 入札執行宣言から入札執行終了宣言までの間は、入札者の入退室は認めない。ただし、入札者の安全確保等の特にやむを得ない理由がある場合に限り、入札執行者は、入札を一時的に中止し、入札者の退室を認めることができる。
- 3 入札者は、入札執行に関し、係員の指示に従わなければならない。

(入札書等の提出)

第9条 入札書は、総価による入札の場合は様式第5号とし、単価による入札の場合は様式第6号とする。ただし、入札公告等又は設計図書類等において別に入札書の様式を指定した場合は、この限りでない。

- 2 入札者は、所定の事項を記入し、押印した入札書を、あらかじめ入札公告等に表示した日時及び場所において、入札執行者の指示により提出しなければならない。
- 3 入札者は、入札公告等で指定した入札においては、入札金額に対応した内訳書

(以下「内訳書」という。)を入札書と同時に提出するものとする。ただし、第17条の再度入札においては、この限りでない。

4 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。入札書と同時に提出する場合における、第4条の入札参加資格確認申請書(以下「入札参加資格確認申請書」という。)及び内訳書についても、同様とする。

5 入札者は、入札書の記載及び押印において、次の事項を守らなければならない。ただし、入札公告等又は設計図書類等において別の定めをした場合は、当該別の定めによるものとする。

(1) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(課税事業者にあつては、税抜き金額)を入札金額として記載すること。

(2) 記載する金額は、アラビア数字(0、1、2、3・・・9)を用いて正確に記入すること。この場合において、金額の頭書に、¥の記号を付けるか、又は空白欄に横線を引くこと。

(3) 件名、入札書の宛先、入札金額又は入札する年月日を記載すること。

(4) 入札者欄は、入札者住所・名称・代表者職氏名を記載すること。

(5) 押印(第7号の押印を含む。)は、使用印鑑届においてあらかじめ使用印として届出がなされた印(以下「入札者の使用印」という。)を使用すること。ただし、次条に規定する代理人による入札の場合は、この限りでない。

(6) 鉛筆その他消えやすい用具を使わず楷書で丁寧に記入すること。

(7) 文字の訂正、挿入及び抹消の箇所には必ず提出前に押印をすること。

(8) 入札金額の加除訂正は認めないので新しい入札書を使用すること。

6 入札者は、内訳書及び入札参加資格確認申請書(入札書と同時に提出する場合に限る。)の記載において、次の事項を守らなければならない。

(1) 内訳書においては、入札金額と同じ金額が表示されていること。

(2) 件名を記載すること。

(3) 作成者として、少なくとも入札書と同一の入札者の商号又は名称(委任先にあつては委任先の商号又は名称とし、共同企業体にあつては共同企業体結成届出書における共同企業体の名称とする。)を記載すること。

(4) 鉛筆その他消えやすい用具を使わないこと。

(5) 文字又は金額の訂正、挿入及び抹消の箇所には必ず提出前に入札者の使用印を押印すること。代理人による入札の場合は、次条第4項に規定する代理人の印をもってこれに代えることができる。

(6) 入札参加資格確認申請書については、入札公告で示した添付書類を添付す

ること。この場合において、前 2 号の規定は、添付書類の記載において準用する。

7 入札者は、入札参加資格確認申請書（入札日前にあらかじめ行う事前確認のために提出する場合に限る。）の記載等において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 申請日を記載すること。
- (2) 件名を記載すること。
- (3) 申請者として入札者住所・名称・代表者職氏名の記載をすること。
- (4) 申請者として、入札者の使用印を押印すること。
- (5) 鉛筆その他消えやすい用具を使わないこと。
- (6) 文字又は金額の訂正、挿入及び抹消の箇所には必ず提出前に入札者の使用印を押印すること。
- (7) 入札公告で示した添付書類を添付すること。この場合において、前 2 号の規定は、添付書類の記載において準用する。
- (8) 原則として入札者本人によって申請をするものとし、代理人による申請は行わないこと。

（代理人による入札）

第 10 条 入札者は、その代理人をして入札させるときは、入札書提出前に委任事項等が明確に記載された委任状（様式第 7 号）を提出しなければならない。

2 前項の委任状の委任者については入札者住所・名称・代表者職氏名を記載し、委任者の押印については入札者の使用印を押印するものとする。委任状の記載内容の訂正、挿入及び抹消の箇所がある場合においては、当該箇所に同様に押印するものとする。

3 代理人による入札における入札書の記載においては、前条第 5 項の規定に加え、代理人の氏名を明記しなければならない。

4 代理人による入札における入札書への押印（前条第 5 項第 7 号に規定する訂正等の押印を含む。）は、第 1 項の委任状において受任者の使用印として定めた印を使用しなければならない。この場合において、入札者の使用印の押印は、不要とする。

5 代理人は、同一入札事項について、他の入札者の代理人として入札し、又は他の入札者本人として入札することはできない。

6 入札者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者を代理人とすることはできない。

（無効とする入札）

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者（次条の規定により失格となった者を含む。）
がした入札
- (2) 入札書、内訳書又は入札参加資格確認申請書（入札書と同時に提出する場合に限る。）が別表に定める事項に該当する入札
- (3) 入札公告等又は設計図書類等で無効とすると定めた入札
- (4) 同一人が同一事項の入札について2通以上した入札
- (5) 同一事項の入札において、代表者が同一人である複数の入札者がした入札
- (6) 入札に際して虚偽又は不正の行為があった入札
- (7) 明らかに談合によると認められる入札又は談合の疑いが払拭できない入札
- (8) 入札保証金を必要とする入札で入札保証金を納めない者又は不足する者がした入札
- (9) 郵便入札において、山口市郵便入札に関する要領で無効とすると定めた入札
- (10) 代理人による入札において、次のいずれかに該当する入札
 - ア 委任状の提出がない入札
 - イ 委任状が別表に定める事項に該当する入札
 - ウ 前条第5項又は第6項に反する入札

（失格とする要件）

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札者は、失格とする。

- (1) 予定価格を事前に公表した場合で、予定価格を上回る金額の入札をした者
- (2) 第17条の再度入札において、前回の最低価格以上の金額の入札をした者
- (3) 第6条（公正な入札の確保）の規定に反する行為をした者

2 物品の売払いその他市の収入の原因となる契約に係る入札における前項の適用においては、同項第1号中「上回る」とあるのは「下回る」とし、同項第2号中「最低価格以上」とあるのは「最高価格以下」とする。

（入札の中止等）

第13条 入札公告等をしたときから落札者の決定までの間において、入札者が談合し、又は不正不穩の行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき、その他市が必要と認めるときは入札の執行を中止し、延期し又は取り消すことがある。この場合において、入札者は、当該入札のために要した費用を市に請求することはできないものとする。

2 入札執行宣言前に入札者が1者になった場合は、入札を中止する。ただし、一般競争入札又は条件付一般競争入札においては、この限りでない。

3 第17条の再度入札において入札者が1者になった場合は、入札を中止する。

（開札）

第14条 開札は、入札場所において入札書の提出後、直ちに入札者の立会いのもとで行う。

2 開札に当たっては、落札者が決定した場合は、落札者とその入札金額を発表し、入札経過表を入札者に提示するものとする。

3 入札者は、入札経過表の撮影若しくは複写をすること、又は入札経過表の写しを求めることはできない。

(落札者の決定)

第15条 物品の買入れその他市の支出の原因となる契約については、予定価格の制限の範囲内で最低の金額をもって入札した者を落札者とする。

2 物品の売払いその他市の収入の原因となる契約については、予定価格の制限の範囲内で最高の金額で入札した者を落札者とする。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合)

第16条 前条第1項の規定に関わらず、次に掲げる場合においては、入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の金額で入札をした者のうち、最低の金額で入札をした者以外の者を落札者とすることができる。

(1) 別に定めるところにより低入札価格調査制度を適用した入札において、調査基準価格又は判断基準額を下回る金額で入札が行われた場合

(2) 別に定めるところにより最低制限価格制度を適用した入札において、最低制限価格を下回る金額で入札が行われた場合

2 前項の規定により判断基準額又は最低制限価格を下回る金額でなされた入札は、不落札とする。

(再度入札)

第17条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内での金額の有効な入札がないときは、直ちに再度入札を行う。入札を行う回数は、初回の入札及び再度入札を合わせて、原則3回までとする。

2 前項の規定に関わらず、予定価格を事前に公表する場合は、再度入札は行わない。

(再度入札への参加制限)

第18条 無効若しくは不落札となる入札をした者又は失格となった者は、その後の再度入札には参加できない。

(落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第19条 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、くじ引きを辞退することはできない。また、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない山口市職員にくじを引かせて

決定する。

(落札者の取消し)

第 2 0 条 落札者が次の各号のいずれかに該当するときは、落札を取り消すものとする。

- (1) 落札者が契約の締結を辞退したとき、又は指定した期限内に契約を締結しないとき。
- (2) 入札に際し不穏不正があったと認められるとき。
- (3) 法令及び規則に違反する事項が生じたとき。

(入札結果)

第 2 1 条 入札結果は、落札者の決定後速やかに入札執行課において入札経過表を山口市公式ウェブサイトで公表する。

(暴力団排除等に関する誓約)

第 2 2 条 入札者は、入札書を提出したことをもって、次の事項を誓約したものとする。

- (1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 1 8 年法律第 5 1 号。以下「公共サービス改革法」という。）第 1 0 条第 4 号及び第 6 号から第 9 号までの暴力団排除条項に該当しないこと。
- (2) 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
- (3) 公共サービス改革法第 1 0 条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。

(入札参加資格の制限)

第 2 3 条 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者は、入札に参加することはできない。

(異議の申立て)

第 2 4 条 入札者は、入札後、この心得、入札公告等及び設計図書類等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(補則)

第 2 5 条 積算疑義申立て対象工事の入札等の特別な入札における取扱いについて、当該入札について定めた要綱等又は当該入札の入札公告等若しくは設計図書類等において特段の定めがあるときは、当該特段の定めのとおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この心得は、平成 2 5 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この心得の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札について

は、なお従前の例による。

(山口市が発注する建設工事の競争入札参加者心得等の廃止)

3 次に掲げる心得を廃止する。

(1) 山口市が発注する建設工事の競争入札参加者心得

(2) 山口市建設コンサルタント業務等競争入札参加者心得

(3) 山口市物品調達及び業務委託（建設コンサルタント業務等を除く。）競争入札心得

附 則

この心得は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年から令和元年までの改正附則は、省略する。)

附 則

(施行期日)

1 この心得は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この心得の施行の日の前日までに、入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この心得は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この心得の施行の日の前日までに、入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この心得は、令和7年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この心得の施行の日の前日までに、入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

別表（第 11 条関係）
無効とする入札

(No.8)

書類	項目	無効となる場合
共通	全般	☐ 鉛筆その他消えやすい用具を使っている。 ☐ 多くの文字が判別できない等の著しい汚損等がある。 ☐ 不要かつ不適切な記載が多くあり、入札者の意思表示を正しく認識できない。
	全般	☐ 入札書である旨が記載されていない。
入札書	発注者(宛先)	☐ 役職名が明らかに異なるか、又は未記載である。 ☐ 氏名を記入した場合において、明らかに別の人物を記入している（交代時の前後に前任者又は後任者を記入した場合を除く。）。
	日付	☐ 会場入札において、入札日以外の日が記されている。 ☐ 郵便入札において、入札公告若しくは指名通知の日より前又は開札日より後の日付が記されている。 ☐ 未記載の部分がある等、日付を認識できない。 ☐ 和暦又は西暦によっていない。
	件名	☐ 別の入札と誤認を生じるか、又は誤字脱字の範囲を超え正しいものと同一性がないと認められる。 ☐ 未記載である。
	・商号又は名称 ・代表者氏名	☐ 入札参加資格登録（共同企業体にあつては、共同企業体結成届出書）における本店又は委任先のものと相違している（漢字の新旧字体・異字体、記号若しくは数字等の単なる表記の差異又は僅かな誤植とみなせるものを除く。）。 ☐ 未記載である。
	代理人入札における 代理人氏名	☐ 委任状と相違している（漢字の新旧字体・異字体、記号若しくは数字等の単なる表記の差異又は僅かな誤植とみなせるものを除く。）。 ☐ 未記載である。
	入札金額	☐ 不明瞭で判別できないか、又は加除訂正している。 ☐ 金額の頭書の¥の記号又は空白欄の横線その他の金額の追記を防ぐ処置がなされていない。 ☐ 未記載である。
	押印	☐ 本人入札において、入札者の押印が、入札者の使用印と異なるか、押印がないか、又は印影が著しく不鮮明で照合ができない。 ☐ 代理人入札において、受任者の使用印が委任状と異なるか、押印がないか、又は印影が著しく不鮮明で照合ができない。
	訂正印	☐ 本人入札において、訂正箇所の押印が入札者の使用印と異なるか、又は訂正箇所に押印がない。 ☐ 代理人入札において、訂正箇所の押印が委任状の受任者の使用印と異なるか、又は訂正箇所に押印がない。
	存否	☐ 提出がない。
委任状 (代理人入札の場合に限る。)	日付	☐ 入札書記載の日付より後の日付が記されている。 ☐ 入札公告又は指名通知の日より前の日付が記されている。 ☐ 未記載の部分がある等、日付を認識できない。 ☐ 和暦又は西暦によっていない。
	件名	入札書に同じ。
	・商号又は名称 ・代表者氏名	
	受任者氏名	☐ 未記載である。
	受任者使用印	☐ 押印がない、又は印影が著しく不鮮明で照合できない。
	委任事項	☐ 委任する権限として「入札見積の権限」又はこれに類する記載がない。
	訂正印	☐ 訂正箇所の押印が入札者の使用印と異なるか、又は訂正箇所に押印がない。

内訳書 (入札書と同時に提出する場合に限る。)	存否	○提出がない。
	件名	入札書に同じ。
	商号又は名称	
	金額	○入札書と同じ金額が表示されていない。 ○内訳書の内訳金額が合計と一致しないもの、又は単価、数量及び金額が整合していない。
※工事については別に定めるところによる。	訂正印	○本人入札において、訂正箇所の押印が入札者の使用印と異なるか、又は訂正箇所に押印がない。 ○代理人入札において、訂正箇所の押印が入札者の使用印又は委任状の受任者の使用印のいずれでもないか、又は訂正箇所に押印がない。
入札参加資格確認申請書 (入札書と同時に提出する場合に限る。)	存否	○提出がない。
	件名	入札書に同じ。
	商号又は名称	
	訂正印	○本人入札において、訂正箇所の押印が入札者の使用印と異なるか、又は訂正箇所に押印がない。 ○代理人入札において、訂正箇所の押印が入札者の使用印又は委任状の受任者の使用印のいずれでもないか、又は訂正箇所に押印がない。
	添付書類	○添付書類の内容に資格確認をする上で支障がある程度の著しい不備がある。 ○必要な書類が未提出である。

備考

- 1 表中の○印の事項について、1つ以上の該当がある場合は無効とする。
- 2 表中「代理人入札」とは第10条の代理人による入札をいい、「本人入札」とは代理人入札以外の入札をいう。

パスワード照会・回答書

年 月 日

（宛先）山口市長

（入札執行課： 課）

住 所

商号又は名称

担 当 者 名

電 話 番 号

E-mail

入札に参加するため、山口市公式ウェブサイトで入札公告のありました下記入札の仕様書等のファイルを開くためのパスワードを取得いたしたく、照会書を送付いたします。

記

入 札 日 (郵便入札の場合は、開札日)	年 月 日
件 名	

注意 パスワード照会ができる者は、入札公告に示すとおりであり、対象でない者からの照会には応じられません。

また、回答は、遅くとも照会の受理日から起算して2日以内（土日祝日等の閉庁日を除く。）には行うので、期間経過後も回答がない場合は入札執行課にお問い合わせください。

.....
照会のありました上記入札の仕様書等のファイルを開くためのパスワードを通知します。

【注意】パスワード及びパスワードのかかるフォルダ内の書類は、入札参加のために必要な場合を除き、故意であるとないたに関わらず他人に教えてはならず、また、落札者以外の者は入札終了後に廃棄をすること。

なお、この回答は、本件入札において照会者が参加資格を有することを確認したものではない。

パスワード	
-------	--

山口市 課

内 容 質 問 書

年 月 日

(宛先) 山口市長

質問者	住 所
	商号又は名称
	代表者職氏名
	担 当 者 氏 名
	電 話 番 号

件 名	
工 事 場 所 履 行 場 所 納 品 場 所	
質 問 事 項	
通 信 欄	受信確認のため、受信者は、受信確認メールを送信します。

注1 提出方法は、入札公告又は指名通知書で指示した担当課へ持参又は電子メール送信とする。

電子メール送信の場合、送信後に電話連絡を行うこと。

注2 図面等が必要な場合は、1部添付すること。

担当課 確認印（受領印）

持参の場合のみ使用

入札参加資格確認申請書

年 月 日

(宛先) 山口市長

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職名・氏名

印

件 名	
-----	--

上記の入札に参加したいので、競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

添付書類	

注 1 入札書と同時に提出する場合

- ・「商号又は名称」を入札書の「入札者」と同一とするよう記載（日付、住所、代表者職氏名及び印は不要）

2 入札に先立ち事前確認をする場合

- ・日付、住所、商号又は名称、代表者の職名・氏名及び印が必要。

（1）申請者は、競争入札参加資格の登録において、「本店で契約する」とした場合は本店の住所、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を、「委任先（本店以外の営業所等）で契約する」とした場合は委任先の住所、商号又は名称、受任者の役職名及び氏名を、当該登録のとおり記載すること。

共同企業体の場合は、共同企業体結成届出書における共同企業体の名称並びに代表者の住所、商号又は名称及び代表者職名・氏名を記載すること。

（2）申請者の印鑑は、使用印鑑届において、あらかじめ使用印として届出がなされたものであること。

（3）代理人による申請は、原則としてできない。

3 提出部数は1部とする。

入 札 辞 退 届

件名

このたび、下記理由により入札を辞退します。

記

入札辞退の理由

年 月 日

(宛先) 山 口 市 長

住 所
商 号 又 は 名 称
代表者職名・氏名

⑨

【注意事項】

- 1 この入札辞退届は、入札執行課に提出すること。提出方法及び提出期限は、山口市競争入札参加者心得又は入札公告若しくは指名通知等に定めるところによる。
- 2 郵便入札による場合に限り、入札書等の郵送後であっても、入札公告又は指名通知等で指定した入札開札日時までに、この入札辞退届を入札執行者に直接持参して提出することにより辞退することができる。
- 3 ひとたび提出した入札辞退届は撤回することはできない。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

入札書

件名	
----	--

くじ番号			
※ 郵便入札の場合は3桁の数字を必ず記入			
※ 会場入札の場合は記入不要			

入札金額	金	十	億	千	百	十	万	千	百	十	一	円

上記金額をもって、入札公告又は指名通知（付随する入札条件、仕様書等の関係書類を含む。）及び山口市競争入札参加者心得を承諾の上、入札いたします。

入札日 年 月 日

入札者
住 所
商号又は名称
代表者職名・氏名
(委任先の場合は、委任先の商号
又は名称、受任者役職名・氏名)

入札者の印
⑨
・使用印鑑届における使用印に限る ・代理人が入札する場合は押印不要

(代理人が入札をする場合は、以下にも記入・押印)

代理人氏名

代理人の印
⑨
代理人が入札する場合のみ押印

発注者

(宛先) 山 口 市 長

【注意事項】

- 金額は、アラビア数字（0、1、2、3……9）を用いて正確に記入し、金額の頭書に、¥の記号を付けるか、空白欄に横線を引くこと。金額の加除訂正は認めないので書き損じた際は新しい入札書を使用すること。
- 「入札者」は、競争入札参加資格の登録において、「本店で契約する」とした場合は本店の住所、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を、「委任先（本店以外の営業所等）で契約する」とした場合は委任先の住所、商号又は名称、受任者の役職名及び氏名を、当該登録のとおり記載すること。
共同企業体の場合は、共同企業体結成届出書における共同企業体の名称並びに代表者の住所、商号又は名称及び代表者職名・氏名を記載すること。
- 入札者の代理人が入札をする場合、上記「入札者」の記入に加え、「代理人氏名」の記入及び「代理人の印」の押印が必要である。また、「入札者」の発行する委任状の提出も必要である。

入札書（単価用）

件 名	
-----	--

くじ番号			
※ 郵便入札の場合は3桁の数字を必ず記入			
※ 会場入札の場合は記入不要			

入札金額	金	億	千	百	十	万	千	百	十	一	円	十	一	銭

上記金額をもって、入札公告又は指名通知（付随する入札条件、仕様書等の関係書類を含む。）及び山口市競争入札参加者心得を承諾の上、入札いたします。

入札日 年 月 日

入札者

住 所
商号又は名称
代表者職名・氏名
(委任先の場合は、委任先の商号
又は名称、受任者役職名・氏名)

入札者の印

印

・使用印鑑届における使用印に限る
・代理人が入札する場合は押印不要

(代理人が入札をする場合は、以下にも記入・押印)

代理人氏名

代理人の印

印

代理人が入札する場合のみ押印

発注者

(宛先) 山 口 市 長

【注意事項】

- 金額は、アラビア数字（0、1、2、3……9）を用いて正確に記入し、金額の頭書に、¥の記号を付けるか、空白欄に横線を引くこと。金額の加除訂正は認めないので書き損じた際は新しい入札書を使用すること。
- 「入札者」は、競争入札参加資格の登録において、「本店で契約する」とした場合は本店の住所、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を、「委任先（本店以外の営業所等）で契約する」とした場合は委任先の住所、商号又は名称、受任者の役職名及び氏名を、当該登録のとおり記載すること。
共同企業体の場合は、共同企業体結成届出書における共同企業体の名称並びに代表者の住所、商号又は名称及び代表者職名・氏名を記載すること。
- 入札者の代理人が入札をする場合、上記「入札者」の記入に加え、「代理人氏名」の記入及び「代理人の印」の押印が必要である。また、「入札者」の発行する委任状の提出も必要である。

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、次の件名に関する入札見積の権限を委任する。

件名 _____

年 月 日

委任者

住 所

商号又は名称

代表者職名・氏名

⑩

(宛先) 山 口 市 長

記

受 任 者 氏 名		受 任 者 使 用 印	
--------------	--	----------------	--

【注意事項】

- 1 「委任者」は、入札書における「入札者」と同一の記載とすること。
- 2 委任者の印鑑は、使用印鑑届において、あらかじめ使用印として届出がなされたものであること。
- 3 受任者は、入札会場に会場入り入札する代理人をいう。
- 4 必ず、入札書には「受任者使用印」を押印すること。